

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

佐賀県人事委員会委員長 坂 本 洋 介

**佐賀県人事委員会規則第15号**

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年佐賀県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
(級別基準職務)				(級別基準職務)			
<p><b>第3条</b> 県職員給与条例第3条第3項及び学校職員給与条例第5条第3項に規定する複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは別表第1から別表第6までに定める級別基準職務表に規定する職務及び人事委員会が別に定める職務とする。</p>				<p><b>第3条</b> 県職員給与条例第3条第3項及び学校職員給与条例第5条第3項に規定する複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは別表第1から別表第7までに定める級別基準職務表に規定する職務及び人事委員会が別に定める職務とする。</p>			
<p><b>別表第1</b> (第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">行政職給料表級別基準職務表</p>				<p><b>別表第1</b> (第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">行政職給料表級別基準職務表</p>			
職務の級	部局		職務	職務の級	部局		職務
略				略			
5級	知事	共通	主幹の職務	5級	知事	共通	<u>調整主幹の職務</u> 副主幹の職務 主幹の職務
		略				略	
5級	議会	事務局	副課長の職務  主幹の職務	5級	議会	事務局	副課長の職務 <u>調整主幹の職務</u> 副主幹の職務 主幹の職務
		略				略	

改正前				改正後			
略	監査委員	事務局	副監査監の職務  主幹の職務	略	監査委員	事務局	副監査監の職務 <u>調整主幹の職務</u> <u>副主幹の職務</u> 主幹の職務
	人事委員会	事務局	人事主幹の職務  主幹の職務		人事委員会	事務局	人事主幹の職務 <u>調整主幹の職務</u> <u>副主幹の職務</u> 主幹の職務
	海区漁業調整委員会・選挙管理委員会	事務局	副事務局長の職務  主幹の職務		海区漁業調整委員会・選挙管理委員会	事務局	副事務局長の職務 <u>調整主幹の職務</u> <u>副主幹の職務</u> 主幹の職務
	略				略		
	教育委員会	教育委員会事務局	略 副室長の職務 主幹の職務		教育委員会	共通	調整主幹の職務 <u>副主幹の職務</u> 主幹の職務
略			教育委員会事務局	略 副室長の職務			
略				略			
備考 略				備考 略			
別表第3 (第3条関係)				別表第3 (第3条関係)			

改正前				改正後						
研究職給料表級別基準職務表				研究職給料表級別基準職務表						
職務 の級	部局		職務			職務 の級	部局		職務	
略				略						
4 級	略			4 級	略					
	知事		略		知事	共通	<u>調整主幹の職務</u>			
		試験研究機関				試験研究機関	略			
略			略							
略				略						
<b>別表第 5 (第 3 条関係)</b>				<b>別表第 5 (第 3 条関係)</b>						
医療職給料表 (二) 級別基準職務表				医療職給料表 (二) 級別基準職務表						
職務 の級	部局		職務			職務 の級	部局		職務	
6 級	知事	共通	主幹の職務			6 級	知事	共通	<u>調整主幹の職務</u>	
		略					<u>副主幹の職務</u>			
略			略			略			略	
<b>別表第 6 (第 3 条関係)</b>				<b>別表第 6 (第 3 条関係)</b>						
高等学校等教育職給料表級別基準職務表				高等学校等教育職給料表級別基準職務表						
<u>職務 の級</u>	部局		職務			<u>職務 の級</u>	部局		職務	
2 級	教育委	県立学	特任寄宿舎指導員の職務			2 級	教育委	県立学	特任寄宿舎指導員の職務	

改正前	改正後			
<p>別表第6から別表第8まで 削除</p>		員会	校	
	特2級	教育委員会	県立学校	特任指導教諭の職務
	<p><u>別表第7 (第3条関係)</u></p>			
	<p>中学校・小学校教育職給料表級別基準職務表</p>			
職務の級	部局		職務	
特2級	教育委員会	中学校・義務教育学校・小学校	特任指導教諭の職務	
<p><u>別表第8</u> 削除</p>				

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。